

桜井市消防本部応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱

第1章 総 則

(目的)

第1条 この要綱は、桜井市消防本部の行う住民に対する応急手当の普及啓発活動について、普及講習の実施方法、応急手当指導員の認定要件等必要な事項を定め、もって住民に対する応急手当に関する正しい知識と技術の普及啓発をはかることを目的とする。

第2章 普及啓発活動

(普及啓発活動の計画的推進)

第2条 消防長は、桜井市内における人口、救急事象等を考慮して、応急手当の普及啓発に関する計画を策定し、応急手当指導員の養成、普及啓発用資器材の配備などを図りつつ、住民に対する応急手当の普及啓発活動の計画的な推進に努めるものとする。

2 応急手当の普及啓発活動を推進するにあたっては、消防長は、住民からの要請により応急手当の普及講習の指導員の派遣等を行うとともに、大型店舗、旅館、ホテル、駅舎等多数の出入りする事業所（以下「事業所」という。）又は自主防災組織その他の消防防災に関する組織（以下「防災組織等」という。）の要請に応じて、主として当該事業所の従業員又は、防災組織等の構成員に対して行う応急手当の普及指導に従事する指導者の養成について配慮するものとする。

第3章 応急手当の普及と講習内容

(受講の対象者)

第3条 応急手当の受講は、原則として桜井市内在住者、在勤者、在学者を対象とする。

2 各種講習会の受講人員は、原則として最低人員10名とする。

3 指導者数は、原則として最低2名とする。受講者10名増加毎に1名をあてる。

4 受講者の対象年齢にあつては、小学生中高学年（概ね10歳）以上とする。

(応急手当の普及項目)

第4条 住民に対する応急手当の普及項目については、応急手当の必要性（心停止の予防等の必要性を含む）の他、心肺蘇生法（傷病者が意識障害、呼吸停止、心停止またはこれに近い状態に陥ったとき、呼吸及び循環を補助し、傷病者を救命するために行われる応急手当をいう。以下同じ）及び大出血時の止血法を中心とする。

(住民に対する普及講習の種類)

第5条 住民に対する標準的な講習は、次に掲げるものとし、そのカリキュラム、講習時間等については別表1、別表2、別表2の2及び別表2の3のとおりとする。

講習の種類	主 な 普 及 項 目
上級救命講習	心肺蘇生法（成人、小児、乳児、新生児） 大出血時の止血法 傷病者管理法、外傷の手当、搬送法
普通救命講習 （ ・ ・ ）	・ ・心肺蘇生法（主に成人） 大出血時の止血法 ・ ・心肺蘇生法（主に成人） 大出血時の止血法 対象者によっては、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法を行う ・ ・心肺蘇生法（主に小児、乳児、新生児） 大出血時の止血法

2 住民に対する応急手当の導入講習である「救命入門コース」の主な普及項目は、胸骨圧迫及びAEDの取り扱いとする。また、そのカリキュラム、講習時間等については別表3のとおりとする。

(修了証等の交付)

- 第 6 条 消防長は、応急手当指導員が指導する上級救命講習又は普通救命講習を修了した者に対し、別記様式 1 または別記様式 2、別記様式 2 の 2、別記様式 2 の 3 に定める修了証を交付するものとする。なお、再交付の場合も同様とする。
- 2 消防長は、修了証を交付したときは、交付を受けた者の氏名及び交付年月日等を別記様式 4 または別記様式 5、別記様式 5 の 2、別記様式 5 の 3 に記録しておかなければならない。
- 3 消防長は、応急手当指導員が指導する救命入門コースに参加した者に対し、別記様式 3 に定める参加証を交付できるものとする。

第 4 章 応急手当指導員

(応急手当指導員の認定等)

- 第 7 条 上級救命講習または普通救命講習の指導（住民の要請に応じて指導者を派遣し、普及指導する場合を含む。）については、応急手当指導員がこれにあたるものとする。
- 2 応急手当指導員は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから適任と認められる者について、消防長が認定する。
- (1) 次のアまたはイに該当する者で別表 4 に定める応急手当指導員講習（ 8 時間）を修了した者。ただし、アに該当する者で、応急手当指導員の資格認定を行う時点において、過去 1 年間に 3 0 時間以上の応急手当の普及啓発活動に従事していると認められる者については、応急手当指導員講習を免除することができる。
- ア 救急救命士または救急隊員の資格を有する者。
- イ 消防機関在職中に救急隊員の資格を有していた者。
- (2) 前号以外の消防職員（応急手当の普及業務に関し、消防職員と同等以上の知識及び技能を有すると消防長が認める消防団員を含む。）または消防職員であった者で別表 5 に定める応急手当指導員講習（ 2 4 時間）を修了した者。
- (3) 応急手当普及員の資格を有する者で別表 6 に定める応急手当指導員講習（ 1 6 時間）を修了した者。
- (4) 応急手当の普及業務に関して、前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると消防長が認める者。

(応急手当指導員の養成)

- 第 8 条 消防長は、応急手当指導員の養成に努めるものとする。
- 2 応急手当指導員養成講習を実施した場合で、当該講習の修了者が他の消防本部に所属する場合、消防長は、修了者が所属する消防本部（修了者が消防職員以外の者であるときは、当該修了者の住所地を管轄する消防本部）の消防長に対して、当該講習を修了した旨を通知するものとする。

(応急手当指導員養成講習の講師)

- 第 9 条 応急手当指導員養成講習の講師については、努めて医師、看護師、救急救命士または応急手当指導員の資格を有する者で応急手当の指導に関して高度な技能と十分な経験を有する者を当てるものとする。

(応急手当指導員の認定証の交付)

- 第 1 0 条 消防長は、応急手当指導員として認定したときは、別記様式 8 の応急手当指導員名簿に登録したのち、別記様式 9 または別記様式 1 0 に定める認定証を交付するものとする。なお、消防長が必要と認めて再交付をした場合においても同様とする。

(応急手当指導員の資格の有効期限)

- 第 1 1 条 応急手当指導員の認定（第 7 条第 2 項第 4 号に定める者に関する者を除く）については、資格認定日から 3 年（資格認定時に消防機関に在職していた者については、消防機関を退職した日から 3 年）で失効するものとする。ただし、失効前に別表 7 に定める応急手当指導員再講習を受講した者については、さらに 3 年間有効とし、それ以降

も同様とする。

第5章 応急手当普及員

(応急手当普及員の認定等)

第12条 応急手当普及員は、主として事業所又は防災組織等において当該事業所の従業員又は防災組織等の構成員に対して行う普通救命講習の指導に従事する者とする。

2 応急手当普及員は、次の各号のいずれかに該当する者から適任と認められる者について、消防長が認定する。

(1) 別表8に定める応急手当普及員講習 (24時間) を修了した者。

(2) 次のアからウのいずれかに該当する者で別表9に定める応急手当普及員講習 (3時間) を修了した者。ただし、アまたはイに該当する者で、過去2年以内に消防機関に在職していた者で普及啓発の業務に従事していたと認める者については応急手当普及員講習を免除することができる。

ア 救急救命士の資格を有する者。

イ 消防機関在職中に応急手当指導員の資格を有していた者。

ウ 消防機関在職中に救急隊員の資格を有していた者。

(3) 応急手当の普及業務に関し、前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると消防長が認める者。

(応急手当普及員の養成)

第13条 応急手当普及員の養成は、桜井市消防本部が行うものとする。

2 応急手当普及員養成講習については、第8条の規定を準用する。

(応急手当普及員の認定証の交付)

第14条 消防長は、応急手当普及員として認定したときは、別記様式11の応急手当普及員名簿に登録したのち、別記様式12の認定証を交付するものとする。消防長が必要と認めて再交付をした場合においても同様とする。

(応急手当普及員の資格の有効期限)

第15条 応急手当普及員の認定 (第12条第2項第3号に定める者に関する者を除く) については、資格認定日から3年で失効するものとする。ただし、失効前に別表10に定める応急手当普及員再講習を受講した者については、さらに3年間有効とし、それ以降も同様とする。

第6章 応急手当指導員等の責務

(認定の取り消し)

第16条 消防長は、応急手当指導員及び応急手当普及員 (以下「応急手当指導員等」という。) が応急手当指導員等としてふさわしくない行為を行ったときは、認定を取り消すことができる。

(応急手当指導員等の責務)

第17条 応急手当指導員等は、住民に対する普及講習が計画的かつ効果的に行えるよう、応急手当に関する知識、技術及び指導方法等について常に研鑽に努めるものとする。

2 消防長は、応急手当指導員等に対し、応急手当の知識及び技術の維持並びに救急医療の進歩にあわせた応急手当の普及指導に十分対応できるよう、適宜再教育を行うよう配慮するものとする。

3 消防長は、事業所また防災組織等が応急手当の講習を行おうとする場合に、応急手当普及員に対し講習内容、講習方法等について必要な助言を与え、当該講習が適正に行えるよう指導するものとする。

(普及啓発用資機材の整備)

第18条 消防長は、応急手当の普及啓発活動に必要な蘇生訓練用人形、指導用ビデオ等普及啓発用資機材の計画的な整備に努めるものとする。

(感染防止上の配慮)

第19条 消防長は、住民に対する応急手当の普及講習の実施にあたっては、応急手当を行う場合に係る感染防止上の留意事項についても指導を行うものとし、心肺蘇生法の実技実習を行う場合には、蘇生訓練人形の消毒、滅菌等の措置を行うものとする。

(関係機関との連携)

第20条 消防長は、住民に対する応急手当の普及啓発活動が効果的に行えるよう、応急手当の普及業務を実施している他の関係機関との連携協力を努めるものとする。

(救命講習会の申込書)

第21条 第5条の救命講習会の申し込みは、次の掲げるものとし、別記様式6に定める講習会申込書により申し込むものとする。ただし、(1)又は(2)、(3)、(4)の講習の場合は、別記様式7により受講者名簿を添付すること。

- (1) 上級救命講習 (8時間)
- (2) 普通救命講習 (3時間)
- (3) 普通救命講習 (4時間)
- (4) 普通救命講習 (3時間)
- (5) 救命入門コース (1時間半)

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 6年 4月 1日から施行する。

平成14年 4月 1日改正

平成18年12月15日改正

平成19年 6月 1日改正

平成23年11月15日改正

留 意 事 項

1. 普通救命 について

- ・従来は、その他講習、普通救命講習、で受講者の希望により小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法の講習を行ってきましたが、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法等の重要性を鑑み、それらに対する応急手当をより普及させるために「普通救命講習」が新たに設けられた。
- ・ガイドラインでは、一般市民よりも小児にかかわることの多い人（保護者、保育士、中学校までの教職員、スポーツ指導者等）は、P B L Sを学ぶことが推奨されているが、それらを救命講習に盛り込むにはいろいろと課題があることから、指導要領については成人と共通のガイドラインに従い、下記の点に特に留意して講習を実施する。

1歳以後の小児の死亡原因の第1位が「不慮の事故」であることから、心停止の予防、特に不慮の事故による傷害の予防について重点的に指導する。

小児、乳児の心肺停止の原因として、呼吸停止に続いての心肺停止となることが多いことから、人工呼吸の重要性を重点的に指導する。

小児、乳児では、気道異物による心停止の割合が高いことから、異物除去法を実施できるよう重点的に指導する。

- ・この普通救命講習は、ガイドラインで推奨している、「一般市民よりも小児にかかわることの多い人（保護者、保育士、中学校までの教職員、スポーツ指導者等）」に受講を限定せず、この受講を希望する者を対象とする。

2. 普通救命講習の新たな実施方法について

e ラーニングを活用した救命講習

インターネット上（初期は、消防庁より配布される専用ソフトを各消防本部のHP上に導入する予定。将来的には、消防庁に専用のサーバーを設ける予定であるとのと。）で、e ラーニングを用いて救命講習の座学部分（60分）を受講し、概ね1ヶ月以内の実技を中心とした120分の実技講習（実技講習のカリキュラムは、各救命講習の受講種目により、その受講種目の内容と同様とする）を受講することにより、各普通救命講習を修了したものとし、修了証を交付する。

また、e ラーニングでは、学習の最後に確認テストを行い、実技講習時に印刷等によるテスト結果の提示を求め、一定の基準を設けることにより受講者の学習意欲をたかめるようにする。

普及時間の分割による講習

カリキュラム分割型

3時間以上の普通救命講習は、長時間であるためになかなか参加しにくく、受講希望者も少ないため、今回より、1つの講習を2分割若しくは3分割し、1回の受講時間を短くすることにより、より多くの市民に受講してもらえるようにする。

ただし、分割した場合、全講習内容を1ヶ月以内に終えることとし、その後、修了証を交付することとする。

講習時間分割型

救命入門コースをまず受講し、その後12ヶ月以内にステップアップを兼ねた各救命講習の実技講習（2 - で記載したとおり）を受講することで1つの講習を修了したと判断し、修了証を交付する。

上位講習へのステップアップを促し受講することにより、救命率の向上に欠かせないバイスタンダーの知識と技術の向上を図り、より質の高いバイスタンダーを育成する。

別表 1 (第 5 条関係) 上級救命講習

1 到達目標	<ol style="list-style-type: none"> 心肺蘇生法を、救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 AED について理解し、正しく使用できる。 異物除去法及び大出血時の止血法を実施できる。 傷病者管理法、副子固定法、熱傷の手当及び搬送法等を習得する。
2 標準的な実施要領	<ol style="list-style-type: none"> 1 クラスの受講者数は最低 10 名とする。 その場合において、指導者は、応急手当指導員等の有資格者を含む 2 名とし、蘇生訓練用人形 2 体をあてることを標準とする。 指導者数は、原則として最低 2 名とする。受講者 10 名増加毎に 1 名をあてる。ただし、受講者数及び受講者の応急手当に関する知識・技術の程度によって適宜増減することを妨げない。

項 目	細 目	時間(分)		
応急手当の重要性	応急手当の目的・必要性(心停止の予防等を含む)等	15		
救命に必要な応急手当(成人、小児、乳児、新生児に対する方法)	心肺蘇生法	基本的な心肺蘇生法(実技)	反応の確認、通報	285
			胸骨圧迫要領	
			気道確保要領	
			口対口人工呼吸法	
			シナリオに対応した心肺蘇生法	
	AED の使用法	AED の使用方法(ビデオ等)	指導者による使用法の呈示	
			AED の実技要領	
	異物除去法	異物除去要領	心肺蘇生法の効果確認	
			止血法	
	心肺蘇生法に関する知識の評価(筆記試験)	知識の確認	60	
心肺蘇生法に関する実技の評価(実技試験)	シナリオを使用した実技の評価			
その他の応急手当	傷病者管理	衣類の緊縛解除	120	
		保温法		
		体位管理		
	外傷の手当要領	包帯法		
		副子固定法		
		熱傷の手当		
		その他の手当		
	搬送法	搬送の方法		
		担架搬送法		
応急担架作成法				
合計時間		480		

備考	<ol style="list-style-type: none"> 講習については、実習を主体とする。 人工呼吸法、止血法の講習については、それに伴う感染防止の意義・方法等を含むものとする。 上級救命講習は、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心肺停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される者も対象とし、この場合、2 年から 3 年間隔での定期的な再講習を行うこと。 筆記試験及び実技試験については、客観的評価を行い、原則として 80% 以上
----	---

	<p>を理解できたことを合格の目安とすること。</p> <p>5 e-ラーニングを活用した講習や普及時間を分割した講習を可能とする。</p>
--	--

別表2（第5条関係） 普通救命講習

1 到達目標	<p>1 心肺蘇生法（主に成人を対象）を、救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。</p> <p>2 自動体外式除細動器（AED）について理解し、正しく使用できる。</p> <p>3 異物除去法及び大出血時の止血法を理解できる。</p>
2 標準的な実施要領	<p>1 1クラスの受講者数は最低10名とする。</p> <p>2 その場合において、指導者は、応急手当指導員等の有資格者を含む2名とし、蘇生訓練用人形2体をあてることを標準とする。</p> <p>3 指導者数は、原則として最低2名とする。受講者10名増加毎に1名をあてる。ただし、受講者数及び受講者の応急手当に関する知識・技術の程度によって適宜増減することを妨げない。</p>

項 目	細 目	時間(分)		
応急手当の重要性	応急手当の目的・必要性（心停止の予防を含む）等	15		
救命に必要な応急手当（成人に対する方法）	心肺蘇生法	基本的な心肺蘇生法（実技）	反応の確認、通報	165
			胸骨圧迫要領	
			気道確保要領	
			口対口人工呼吸法	
			シナリオに対応した心肺蘇生法	
	AEDの使用方法	AEDの使用法	AEDの使用法（ビデオ等）	
			指導者による使用法の呈示	
異物除去法	異物除去法	AEDの実技要領		
		異物除去要領		
効果確認	心肺蘇生法の効果確認			
止血法	直接圧迫止血法			
合計時間		180		

備考	<p>1 講習については、実習を主体とする。</p> <p>2 人工呼吸法、止血法の講習については、それに伴う感染防止の意義・方法等を含むものとする。</p> <p>3 2～3年間隔での定期的な再講習を行うこと。</p> <p>4 e-ラーニングを活用した講習や普及時間を分割した講習を可能とする。</p>
----	---

別表2の2（第5条関係） 普通救命講習

1 到達目標	<ol style="list-style-type: none"> 心肺蘇生法（主に成人を対象）を、救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 自動体外式除細動器（AED）について理解し、正しく使用できる。 異物除去法及び大出血時の止血法を理解できる。
2 標準的な実施要領	<ol style="list-style-type: none"> 1クラスの受講者数は最低10名とする。 その場合において、指導者は、応急手当指導員等の有資格者を含む2名とし、蘇生訓練用人形2体をあてることを標準とする。 指導者数は、原則として最低2名とする。受講者10名増加毎に1名をあてる。ただし、受講者数及び受講者の応急手当に関する知識・技術の程度によって適宜増減することを妨げない。

項 目	細 目	時間(分)		
応急手当の重要性	応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む）等	15		
救命に必要な応急手当（成人に対する方法）	心肺蘇生法	基本的な心肺蘇生法（実技）	反応の確認、通報	165
			胸骨圧迫要領	
			気道確保要領	
			口対口人工呼吸法	
			シナリオに対応した心肺蘇生法	
	AEDの使用法	AEDの使用法（ビデオ等）	AEDの使用法（ビデオ等）	
			指導者による使用法の呈示	
			AEDの実技要領	
	異物除去法	異物除去要領		
	効果確認	心肺蘇生法の効果確認		
止血法	直接圧迫止血法	60		
心肺蘇生法に関する知識の評価（筆記試験）	知識の確認			
心肺蘇生法に関する実技の評価（実技試験）	シナリオを使用した実技の評価			
合計時間		240		

備考	<ol style="list-style-type: none"> 講習については実習を主体とする。 普通救命講習は、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心肺停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される者を対象とすること。 普通救命講習で行う筆記試験及び実技試験については、客観的評価を行い、原則として80%以上を理解できたことを合格の目安とすること。 人工呼吸法、止血法の講習については、それに伴う感染防止の意義・方法等を含むものとする。 2～3年間隔での定期的な再講習を行うこと。 e-ラーニングを活用した講習や普及時間を分割した講習を可能とする。
----	---

別表2の3 (第5条関係) 普通救命講習

1 到達目標	1 心肺蘇生法(主に小児、乳児、新生児を対象)を、救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 2 自動体外式除細動器(AED)について理解し、正しく使用できる。 3 異物除去法及び大出血時の止血法を理解できる。
2 標準的な実施要領	1 1クラスの受講者数は最低10名とする。 2 その場合において、指導者は、応急手当指導員等の有資格者を含む2名とし、蘇生訓練用人形2体をあてることを標準とする。 3 指導者数は、原則として最低2名とする。受講者10名増加毎に1名をあてる。ただし、受講者数及び受講者の応急手当に関する知識・技術の程度によって適宜増減することを妨げない。

項 目	細 目	時間(分)		
応急手当の重要性	応急手当の目的・必要性(心停止の予防等を含む)等	15		
救命に必要な応急手当(小児、乳児、新生児に対する方法)	心肺蘇生法	基本的な心肺蘇生法(実技)	反応の確認、通報	165
			胸骨圧迫要領	
			気道確保要領	
			口対口人工呼吸法	
			シナリオに対応した心肺蘇生法	
	AEDの使用法	AEDの使用法(ビデオ等)	AEDの実技要領	
			指導者による使用法の呈示	
	異物除去法	異物除去要領		
効果確認	心肺蘇生法の効果確認			
止血法	直接圧迫止血法			
合計時間		180		

備考	1 講習については実習を主体とする。 2 人工呼吸法、止血法の講習については、それに伴う感染防止の意義・方法等を含むものとする。 3 2～3年間隔での定期的な再講習を行うこと。 4 e-ラーニングを活用した講習や普及時間を分割した講習を可能とする。
----	---

別表3（第5条関係）救命入門コース

1 到達目標	1 胸骨圧迫を、救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 2 自動体外式除細動器（AED）について理解し、正しく使用できる。
2 標準的な実施要領	1 1クラスの受講者数は最低10名とする。 2 その場合において、指導者は、応急手当指導員等の有資格者を含む2名とし、蘇生訓練用人形2体をあてることを標準とする。 3 指導者数は、原則として最低2名とする。受講者10名増加毎に1名をあてる。ただし、受講者数及び受講者の応急手当に関する知識・技術の程度によって適宜増減することを妨げない。

項 目			細 目	時間(分)
応急手当の重要性			応急手当の目的・必要性（心停止の予防を含む）等	
救命に必要な応急手当（成人に対する方法）	心肺蘇生法	基本的な心肺蘇生法（実技及び呈示）	反応の確認、通報	90
			胸骨圧迫要領	
			気道確保要領（呈示又は体験）	
			口対口人工呼吸法（呈示又は体験）	
			シナリオに対応した反応の確認から胸骨圧迫まで	
	AEDの使用法	AEDの使用法（口頭又はビデオ等）		
		AEDの実技要領		

備 考	普及時間を分割した講習を可能とする。
-----	--------------------

別表4（第7条関係）応急手当指導員講習

項 目		時間（分）
指導要領	指導技法	60
	救命に必要な応急手当の指導要領 ・心肺蘇生法に関する知識の確認(筆記試験) ・心肺蘇生法の指導に関する実技の評価(実技試験)を含む	240
	その他の応急手当の指導要領	90
	各種手当の組み合わせ・応用の指導要領	45
効果測定・指導内容に関する質疑への対応		45
合計時間		480

(注)「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法（感染防止を含む）を意味する。
「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、外傷の手当要領、搬送法を意味する。

別表5 (第7条関係) 応急手当指導員講習

項 目		時間(分)	
基礎的な知識技能	基礎知識(講義)	60	480
	救命に必要な応急手当の基礎実技	240	
	その他の応急手当の基礎実技	180	
指導要領	基礎医学・資機材の取扱い要領・指導技法	240	840
	救命に必要な応急手当の指導要領 ・心肺蘇生法に関する知識の確認(筆記試験) ・心肺蘇生法の指導に関する実技の評価(実技試験)を含む	300	
	その他の応急手当の指導要領	180	
	各種手当の組み合わせ・応用の指導要領	120	
効果測定・指導内容に関する質疑への対応		120	
合計時間		1,440	

(注)「基礎知識(講義)」とは、応急手当指導員(普及員)認定制度、応急手当の重要性、応急手当の対象者等に関する知識を意味する。

「基礎医学」とは、解剖・生理学、感染防止を意味する。

「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法(感染防止を含む)を意味する。

「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、外傷の手当要領、搬送法を意味する。

別表6 (第7条関係) 応急手当指導員講習

項 目		時間(分)	
基礎的な知識技能	基礎知識(講義)	60	180
	救命に必要な応急手当の基礎実技	60	
	その他の応急手当の基礎実技	60	
指導要領	基礎医学・資機材の取扱い要領・指導技法	60	660
	救命に必要な応急手当の指導要領 ・心肺蘇生法に関する知識の確認(筆記試験) ・心肺蘇生法の指導に関する実技の評価(実技試験)を含む	300	
	その他の応急手当の指導要領	180	
	各種手当の組み合わせ・応用の指導要領	120	
効果測定・指導内容に関する質疑への対応		120	
合計時間		960	

(注)「基礎知識(講義)」とは、応急手当指導員(普及員)認定制度、応急手当の重要性、応急手当の対象者等に関する知識を意味する。

「基礎医学」とは、解剖・生理学、感染防止を意味する。

「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法(感染防止を含む)を意味する。

「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、外傷の手当要領、搬送法を意味する。

別表7 (第11条関係) 応急手当指導員再講習

項 目	時間(分)
救命に必要な応急手当の指導要領	120
その他応急手当の指導要領	120
合計時間	240

備 考	本講習は、応急手当指導技能の維持・向上を図るものである。 本講習においては、指導実技を実施させ、手順・要領が誤っているものについて重点指導する。また、想定課題に基づく指導要領について展示指導させ、誤っている部分について修正指導を行う。
-----	--

(注)「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法(感染防止を含む)を意味する。

「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、外傷の手当要領、搬送法を意味する。

別表8 (第12条関係) 応急手当普及員講習

項 目		時間(分)	
基礎的な知識技能	基礎知識(講義)	120	540
	救命に必要な応急手当の基礎実技	240	
	その他の応急手当の基礎実技	180	
指導要領	基礎医学・資機材の取扱い要領・指導技法	300	780
	救命に必要な応急手当の指導要領 ・心肺蘇生法に関する知識の確認(筆記試験) ・心肺蘇生法の指導に関する実技の評価(実技試験)を含む	360	
	各種手当の組み合わせ・応用の指導要領	120	
効果測定・指導内容に関する質疑への対応		120	
合計時間		1,440	

(注)「基礎知識(講義)」とは、応急手当指導員(普及員)認定制度、応急手当の重要性、応急手当の対象者等に関する知識を意味する。

「基礎医学」とは、解剖・生理学、感染防止を意味する。

「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法(感染防止を含む)を意味する。

「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、外傷の手当要領及び搬送法を意味する。

別表9 (第12条関係) 応急手当普及員講習

項 目		時間(分)
指導要領	指導技法	60
	救命に必要な応急手当の指導要領 ・心肺蘇生法に関する知識の確認(筆記試験) ・心肺蘇生法の指導に関する実技の評価(実技試験)を含む	180
合計時間		240

(注)「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法(感染防止を含む)を意味する。

「指導要領」には、感染防止及び効果測定を含むものである。

別表10 (第15条関係) 応急手当普及員再講習

項 目	時間(分)
救命に必要な応急手当の指導要領	180
合計時間	180

備 考	本講習は、応急手当指導技能の維持・向上を図るものである。 本講習においては、指導実技を実施させ、手順・要領が誤っているものについて重点指導する。また、想定課題に基づく指導要領について展示指導させ、誤っている部分について修正指導を行う。
-----	--

(注)「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法(感染防止を含む)を意味する。

別記様式 1 上級救命講習修了証の様式

第	号
上級救命講習修了証	
氏 名.....	
生年月日.....年 月 日生	
上記の者は、上級救命講習を修了し、救命技能を有することを認定します。	
年 月 日	印
桜井市消防本部 消防長	

(表)

本証の留意事項 救命技能を維持向上するため努めて3年ごとに講習を受けてください。 再講習を受講した場合、新たな修了証を交付します。
あなたにもできる
を救う応急手当
いのち

(裏)

認定証の大きさは、縦50mm×横74mmとする。

別記様式 2 普通救命講習 修了証の様式

第	号
普通救命講習修了証	
氏 名.....	
生年月日.....年 月 日生	
上記の者は、普通救命講習 を修了し、救命技能を有することを認定します。	
年 月 日	印
桜井市消防本部 消防長	

(表)

本証の留意事項

救命技能を維持向上するため努めて3年ごとに講習を受けてください。

再講習を受講した場合、新たな修了証を交付します。

あなたにもできる

を救う応急手当

いのち

(裏)

認定証の大きさは、縦50mm×横74mmとする。

別記様式2の2 普通救命講習 修了証の様式

第 号

普通救命講習修了証

氏 名.....

生年月日.....年 月 日生

上記の者は、普通救命講習 を修了し、救命技能を有することを認定します。

年 月 日

桜井市消防本部
消防長

印

(表)

本証の留意事項

救命技能を維持向上するため努めて2・3年ごとに講習を受けてください。

再講習を受講した場合、新たな修了証を交付します。

あなたにもできる

を救う応急手当

いのち

(裏)

認定証の大きさは、縦50mm×横74mmとする。

第	号
普通救命講習修了証	
氏 名.....	
生年月日.....年 月 日生	
上記の者は、普通救命講習 を修了し、救命技能を有することを認定します。	
年 月 日	印
桜井市消防本部 消防長	

(表)

本証の留意事項 救命技能を維持向上するため努めて2・3年ごとに講習を受けてください。 再講習を受講した場合、新たな修了証を交付します。
あなたにもできる を救う応急手当 いのち

(裏)

認定証の大きさは、縦50mm×横74mmとする。

救命入門コース参加証	
氏 名.....	
上記の者は、救命入門コースに参加したことを証明します。	
年 月 日	桜井市消防本部

(表)

本証の留意事項
この講習を受講されたことによって、応急手当の初歩的
技術を習得することができました。
更なる知識と技術の習得をしていただくためにも、次は
普通救命講習にチャレンジしましょう。

あなたにもできる

を救う応急手当

いのち

(裏)

認定証の大きさは、縦50mm×横74mmとする。

別記様式9 応急手当指導員認定証の様式

第	号
応急手当指導員認定証	
氏 名.....	
生年月日.....年 月 日生	
上記の者を応急手当指導員として認定します。	
年 月 日	
桜井市消防本部 消防長	
印	

(表)

認定証の有効期間

本証は、桜井市消防本部
を退職する日から、3年間
有効です。

その後、3年ごとに再講
習を受講した場合は新たな
認定証を交付します。

(裏)

認定証の大きさは、縦50mm横74mmとする。

別記様式 10 応急手当指導員認定証の様式
(職員、団員以外)

第	号
応急手当指導員認定証	
氏 名.....	
生年月日.....年 月 日生	
上記の者を応急手当指導員として認定します。	
年 月 日	
桜井市消防本部 消防長	
印	

(表)

認定証の有効期間
本証は、資格認定日から 3年間有効です。
その後、3年ごとに再講 習を受講した場合は新たな 認定証を交付します。

(裏)

認定証の大きさは、縦50mm横74mmとする。

第	号
応急手当普及員認定証	
氏 名	
生年月日 年 月 日生	
上記の者を応急手当普及員として認定します。	
年 月 日	
桜井市消防本部 消防長	
印	

(表)

<p>認定証の有効期間</p> <p>本証は、資格認定日から 3年間有効です。</p> <p>その後、3年ごとに再講習を受講した場合は新たな認定証を交付します。</p>

(裏)

認定証の大きさは、縦50mm横74mmとする。

署 長	主 幹	係 長	係 員	合 議

別記様式 6

受 付 年 月 日

救命講習会申込書

上 級（ 8 時間）別紙名簿を提出して下さい

普通 （ 3 時間）別紙名簿を提出して下さい

普通 （ 4 時間）別紙名簿を提出して下さい

普通 （ 3 時間）別紙名簿を提出して下さい

救命入門コース（ 1 時間半）添付書類はありません

桜井市消防署長 様

受講代表者

団体名

住 所

氏 名

電 話

講 習 日	年 月 日（ 曜 日 ） ~ 年 月 日（ 曜 日 ） [日 間]		
講習時間	時 分 ~ 時 分 [時 間]		
講習場所			
受講人員	名	実員数	名
指導員			
受講内容	心肺蘇生法 成人 小児 乳児 新生児		
希望があれば記入 下さい。			

欄は記入しないで下さい。

上級、普通救命講習会 ・ ・ には、修了証を交付します。

